




お知らせ 情報を確実に！ひだか防災メールを登録しましょう

問い合わせ 危機管理課防災・消防担当

「ひだか防災メール（防災行政無線メール配信サービス）」に登録をすると、防災行政無線（広報塔）で放送した内容や、その他防災に関する情報を、お手持ちの携帯電話やスマートフォンで受信することができます。

さまざまな災害から身を守るためには、いち早く確実な情報を得ることが重要です。いつでも、どこにいても市からの情報を入手できるよう、登録をお願いします。

登録手順

- ①右のQRコードを読み取り、「サービスを始めてみる」を選択、空メールを送信。または、「add@city.hidaka.saitama.jp」に空メールを送信 
- ②「ひだか防災メール 新規ご登録」のメールが届く。メール本文に記載のURLへアクセス
- ③「購読記事の追加」 ■防災情報 を選択し、「次へ」
- ④「地域はどのように選びますか？」 「広域地域から選ぶ」を選択
- ⑤「広域地域を選択してください」 ■日高市 を選択し、「次へ」
- ⑥「コンテンツの選択」 ■防災情報 が選択されています。
「全て登録」を選択
- ⑦登録完了

注意事項

- 登録は無料、通信費は利用者の負担になります。
- 「@city.hidaka.saitama.jp」からのメールを受信できるように、受信設定を行ってください。設定方法の詳細は、各携帯電話事業者にお問い合わせください。



お知らせ 避難行動要支援者制度へご協力ください



問い合わせ 危機管理課防災・消防担当

大きな災害が発生した際に、市民にどのように情報を伝え、どのように安全に避難させるかが市の課題となっています。市では、日頃から支援が必要な人の状況等を把握するために、避難行動要支援者制度を設けています。

避難行動要支援者制度とは

災害発生時に、特に支援を要する自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）から事前に同意を得て、消防機関、警察、民生委員、区長等の地域で支援してくれる人（避難支援等関係者）へ平常時から名簿を提供し、災害時の的確な避難支援につなげることを目的とした制度です。

対象（次のいずれかに該当する人）

- ①介護保険の要介護（要支援）の認定を受けている（受けようとする）人
- ②障がい者手帳を持っている、または交付を受けようとする人
- ③75歳以上のみの世帯の人
- ④その他地域の支援が必要な人

既に同意書を提出している人

取り消しの申し出がない限り継続します。

同意書提出後の流れ

市が避難行動要支援者台帳に登録を行った後、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。
※個人情報扱う人は、法律に基づく秘密保持義務が課されています。

問い合わせおよび同意書の受付窓口

- 対象①に当てはまる人
…長寿いきがい課介護保険担当（1階⑤番窓口）
- 対象②に当てはまる人
…障がい福祉課障がい福祉担当・支援推進担当（1階⑧番窓口）
- 対象③④に当てはまる人
…危機管理課防災・消防担当